

6-5 「岡崎国立共同研究機構分子科学研究所研究教育職員の任期に関する規則」に基づく任期制の取扱いについて

平成10年9月16日

機構長裁定

「岡崎国立共同研究機構分子科学研究所研究教育職員の任期に関する規則」に基づく任期制の取扱いについて

1. 任期に対する基本的な考え方

分子科学研究所における助教授及び助手の高い流動性は、任期制のみならず完全な公募による教官の採用及び内部昇格の禁止等を含む研究所創設来の独自の人事政策によるものである。

今回定める「岡崎国立共同研究機構分子科学研究所研究教育職員の任期に関する規則(以下「任期に関する規則」という。)」は、現行の人事政策の一部(研究系における6年任期の助手のみ)を法律に従った形式にしたものであるが、これによって任期に対する基本的な考え方を変えるものではない。

2. 再任等

「任期に関する規則」によって新たに導入される再任については、回数は制限しない。再任にあたっての選考手続きは、「3. 研究業績等の報告」の結果を参考にして、運営協議員会において行う。

なお、「任期に関する規則」の対象となる助手の任期内での転出に対しては、本人のみならず所属研究グループの教授あるいは助教授も最大限の努力を払う必要がある。

3. 研究業績等の報告

6年次及び再任後は、毎年、以下の2段階の手続きを行う。これは法制化された任期制度には含まれていない手続であるが、現行の人事政策に従って、今後も形骸化させることなく実施するものである。

- (1) 当該助手の属する研究系の主幹は、毎年、主幹・施設長会議において、当人の研究業績等の報告を行い、承認を受ける。
- (2) 主幹・施設長会議で承認された後、当該助手の所属研究グループの教授あるいは助教授は、教授会議において当人の研究業績等の報告を行い、承認を受ける。

付記

この取扱いは、平成11年1月1日から実施する。